

平成22年度上半期・青森県広報紙「県民だよりあおもり」及び
青森県庁ホームページ広告掲載契約書（案）

青森県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により甲の
広告媒体を利用した広告に関する広告掲載契約を締結した。

（目的）

第1条 この契約は、甲の次条に定める広告媒体に、第3条第2項に定める広告掲載に係
る基準に適合した乙の広告を掲載し、乙が甲に対して広告料を支払うことを目的とする。

（広告媒体等）

第2条 広告媒体は、青森県広報紙「県民だよりあおもり」及び青森県ホームページ（ト
ップページ）とし、広告スペース等は、別紙青森県広報紙「県民だよりあおもり」広告
掲載仕様書及び青森県庁ホームページ広告掲載仕様書（以下、「仕様書」という。）のと
おりとする。

（法令の遵守等）

第3条 甲及び乙は、法令、条例、規則その他の規定を遵守し、信義に従って誠実にこの
契約を履行するものとする。

2 乙は、この契約書のほか、青森県広告掲載要綱、青森県広告掲載基準、青森県広報紙
「県民だよりあおもり」及び青森県庁ホームページ広告掲載事業実施要領の定めるところ
に従い、広告掲載に関する業務を行わなければならない。

（広告掲載期間等）

第4条 青森県広報紙「県民だよりあおもり」への広告掲載は、平成22年6月1日号か
ら平成22年10月1日号までとし、青森県庁ホームページへの広告掲載期間は、平成
22年4月1日から平成22年9月30日までとする。

（広告料）

第5条 広告料は、円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円）とする。

（契約保証金）

第6条(A) 契約保証金は、免除する。

第6条(B) 契約保証金は、金 円とする。（契約金額の百分の五）

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、乙が契約を履行した後、乙に還付するものとする。

（広告図案の提出及び広告原稿の納品等）

第7条 乙は、広告媒体に掲載する広告図案を作成の上、仕様書に定める期日までに提出
し、甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、前項に規定する広告図案の内容等について、必要書類の提出、意見の陳述等を
求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

3 乙は、第1項による承認を受けた広告原稿及びデータを、仕様書に定める期日までに

甲に納品するものとする。

(広告内容等の変更)

第 8 条 甲は、広告内容等が第 3 条の規定に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、乙に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の中止)

第 9 条 甲は、次の各号に該当するときは、直ちに広告掲載を中止することができる。

(1) 乙が、前条の規定による広告内容等の変更の求めに応じないとき。

(2) その他、広告掲載を継続することが適当でないと甲が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第 10 条 乙は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により甲に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 11 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第 12 条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(乙の責務)

第 13 条 乙は、広告の内容等が、この契約に違反することがないように注意する義務を負うものとする。

2 乙は、広告の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

3 乙は、広告掲載により第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任と負担により解決しなければならない。

(広告料の支払)

第 14 条 乙は、甲の発する納入通知書により、仕様書に定める期日までに広告料を納入しなければならない。

(遅延利息)

第 15 条 乙は、前条の期限までに広告料を納入しなかった場合は、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、広告料(既納額を控除した額)につき年 3.6 パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として甲に納入するものとする。この場合において、遅延利息の額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することが

できる。

(1) 第 1 4 条に規定する期日までに広告料の納入がないとき。

(2) 第 7 条第 3 項に規定する期日までに広告原稿の納品がないとき。

(3) その他この契約に違反したとき。

(広告料の返還)

第 1 7 条 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合において、乙が既に納入した広告料は、これを返還しない。ただし、乙の責めに帰さない理由により広告掲載ができなくなったときその他特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還する。

(違約金)

第 1 8 条(A) 甲は、第 1 6 条の規定によりこの契約を解除した場合は、第 5 条に規定する広告料の額の 1 0 0 分の 5 に相当する金額 (その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) を違約金として、乙から徴収する。

(契約保証金の帰属)

第 1 8 条(B) 第 1 6 条の規定によりこの契約を解除した場合は、第 6 条の契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(損害賠償)

第 1 9 条 甲は、第 1 6 条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として乙から徴収する。

(協議事項)

第 2 0 条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 青森市長島一丁目 1 番 1 号
青森県知事 三村 申吾

乙 住所